

「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」の一部改訂について

- 平成24年8月22日に水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件が告示され、ノニルフェノールについて、公共用水域の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準項目に追加され、併せて基準値が設定された。
- これを受け、「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」で定めた別表2「浸出水の水質検査」の一部、別表3「浸出水処理施設放流水の水質検査」の一部及び別表5「放流先河川の水質検査」の一部を改訂することとしたい。
- なお、今回の一部改正では排水基準は設定されていないが、浸出水と放流水についても細目規程を改正し、水質検査を実施することとしたい。

【改訂内容】

1 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表2「浸出水の水質検査」

- ・項目14番目に以下の項目を追加。併せて追加項目以降の項目番号をずらす。

項目	法定測定回数 (廃止基準)	測定回数
14 ノニルフェノール	二	4

2 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表3「浸出水処理施設の放流水水質検査」

- ・項目15番目に以下の項目を追加。併せて追加項目以降の項目番号をずらす。

項目	法定測定回数	測定回数
15 ノニルフェノール	二	4

3 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表5 放流先河川の水質検査

- ・項目9番目に以下の項目を追加。併せて追加項目以降の項目番号をずらす。

項目	単位	環境基準（釜無川の環境基準当てはめ）	測定回数
9 ノニルフェノール	mg/l	0.001以下	4

○改訂前、改訂後の対照表は次頁のとおり。

1 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表2 「浸出水の水質検査」

改訂前		
別表2 浸出水の水質検査		
測定場所：浸出水処理施設流入口		
検査項目及び測定回数		(測定回数：回/年)
検査項目	法定測定回数 (廃止基準)	測定回数
1 水素イオン濃度(pH)	4	4
2 生物化学的酸素要求量(BOD)		
3 化学的酸素要求量(COD)		
4 浮遊物質(SS)		
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	2	4
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)		
7 フェノール類含有量		
8 銅含有量		
9 亜鉛含有量		
10 溶解性鉄含有量		
11 溶解性マンガン含有量		
12 クロム含有量		
13 大腸菌群数		
14 カドミウム及びその化合物		
15 シアン化合物		
16 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		
17 鉛及びその化合物		
18 六価クロム化合物		
19 ひ素及びその化合物		
20 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
21 アルキル水銀化合物		
22 ポリ塩化ビフェニル(PCB)		
23 トリクロロエチレン		
24 テトラクロロエチレン		
25 ジクロロメタン		
26 四塩化炭素		
27 1・2-ジクロロエタン		
28 1・1-ジクロロエチレン		
29 シス-1・2-ジクロロエチレン		
30 1・1・1-トリクロロエタン		
31 1・1・2-トリクロロエタン		
32 1・3-ジクロロプロペン		
33 チウラム		
34 シマジン		
35 チオベンカルブ		
36 ベンゼン		
37 セレン及びその化合物		
38 ふっ素及びその化合物		
39 ほう素及びその化合物		
40 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		
41 1, 4-ジオキサン	-	4
42 アンモニア性窒素	-	4
43 ダイオキシン類	2	4

改訂後			
別表2 浸出水の水質検査			
測定場所：浸出水処理施設流入口			
検査項目及び測定回数		(測定回数：回/年)	
検査項目	法定測定回数 (廃止基準)	測定回数	
1 水素イオン濃度(pH)	4	4	
2 生物化学的酸素要求量(BOD)			
3 化学的酸素要求量(COD)			
4 浮遊物質(SS)			
5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	2	4	
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)			
7 フェノール類含有量			
8 銅含有量			
9 亜鉛含有量			
10 溶解性鉄含有量			
11 溶解性マンガン含有量			
12 クロム含有量			
13 大腸菌群数			
14 ノニルフェノール			-
15 カドミウム及びその化合物			-
16 シアン化合物			-
17 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)			-
18 鉛及びその化合物	-		
19 六価クロム化合物	-		
20 ひ素及びその化合物	-		
21 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-		
22 アルキル水銀化合物	-		
23 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	-		
24 トリクロロエチレン	-		
25 テトラクロロエチレン	-		
26 ジクロロメタン	-		
27 四塩化炭素	-		
28 1・2-ジクロロエタン	-		
29 1・1-ジクロロエチレン	-		
30 シス-1・2-ジクロロエチレン	-		
31 1・1・1-トリクロロエタン	-		
32 1・1・2-トリクロロエタン	-		
33 1・3-ジクロロプロペン	-		
34 チウラム	-		
35 シマジン	-		
36 チオベンカルブ	-		
37 ベンゼン	-		
38 セレン及びその化合物	-		
39 ふっ素及びその化合物	-		
40 ほう素及びその化合物	-		
41 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	-		
42 1, 4-ジオキサン	-	4	
43 アンモニア性窒素	-	4	
44 ダイオキシン類	2	4	

2 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」

別表3 「浸出水処理施設の放流水水質検査」

改訂前				
別表3 浸出水処理施設放流水の水質検査				
測定場所：放流水排水口				
検査項目及び測定回数 (測定回数：回/年)				
検査項目	単位	水質基準	法定測定回数	測定回数
1 水素イオン濃度(pH)	—	6.5~8.5	—	12・連続測定
2 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	10以下 [7.5]	12	12
3 化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—	—	—
4 化学的酸素要求量(COD) (UV測定)	mg/l	—	—	連続測定
5 浮遊物質(SS)	mg/l	10以下	12	12
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	0.5以下	1	4
7 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	3以下		
8 フェノール類含有量	mg/l	0.5以下		
9 銅含有量	mg/l	0.3以下		
10 亜鉛含有量	mg/l	0.5以下		
11 溶解性鉄含有量	mg/l	1以下		
12 溶解性マンガン含有量	mg/l	1以下		
13 クロム含有量	mg/l	0.2以下		
14 大腸菌群数	個/cm3	300以下		
15 カドミウム及びその化合物	mg/l	検出されないこと		
16 シアン化合物	mg/l	検出されないこと		
17 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/l	検出されないこと		
18 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下		
19 六価クロム化合物	mg/l	0.05以下		
20 ひ素及びその化合物	mg/l	0.01以下		
21 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005以下		
22 アルキル水銀化合物	—	検出されないこと		
23 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと		
24 トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下		
25 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下		
26 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下		
27 四塩化炭素	mg/l	0.002以下		
28 1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下		
29 1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下		
30 シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下		
31 1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	0.3以下		
32 1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下		
33 1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下		
34 チウラム	mg/l	0.006以下		
35 シマジン	mg/l	0.003以下		
36 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下		
37 ベンゼン	mg/l	0.01以下		
38 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下		
39 ふっ素及びその化合物	mg/l	1以下		
40 ほう素及びその化合物	mg/l	1以下		
41 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	10以下		
42 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下		
43 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下 [0.1]		

改訂後				
別表3 浸出水処理施設放流水の水質検査				
測定場所：放流水排水口				
検査項目及び測定回数 (測定回数：回/年)				
検査項目	単位	水質基準	法定測定回数	測定回数
1 水素イオン濃度(pH)	—	6.5~8.5	12	12・連続測定
2 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	10以下 [7.5]		12
3 化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—	—	—
4 化学的酸素要求量(COD) (UV測定)	mg/l	—	—	連続測定
5 浮遊物質(SS)	mg/l	10以下	12	12
6 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/l	0.5以下	1	4
7 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/l	3以下		
8 フェノール類含有量	mg/l	0.5以下		
9 銅含有量	mg/l	0.3以下		
10 亜鉛含有量	mg/l	0.5以下		
11 溶解性鉄含有量	mg/l	1以下		
12 溶解性マンガン含有量	mg/l	1以下		
13 クロム含有量	mg/l	0.2以下		
14 大腸菌群数	個/cm3	300以下		
15 ノニルフェノール	mg/l	—		
16 カドミウム及びその化合物	mg/l	検出されないこと		
17 シアン化合物	mg/l	検出されないこと		
18 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	mg/l	検出されないこと		
19 鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下		
20 六価クロム化合物	mg/l	0.05以下		
21 ひ素及びその化合物	mg/l	0.01以下		
22 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005以下		
23 アルキル水銀化合物	—	検出されないこと		
24 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと		
25 トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下		
26 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下		
27 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下		
28 四塩化炭素	mg/l	0.002以下		
29 1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下		
30 1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.02以下		
31 シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下		
32 1・1・1-トリクロロエタン	mg/l	0.3以下		
33 1・1・2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下		
34 1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下		
35 チウラム	mg/l	0.006以下		
36 シマジン	mg/l	0.003以下		
37 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下		
38 ベンゼン	mg/l	0.01以下		
39 セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下		
40 ふっ素及びその化合物	mg/l	1以下		
41 ほう素及びその化合物	mg/l	1以下		
42 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	10以下		
43 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下		
44 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下 [0.1]		

3 「山梨県環境整備センターに係る公害防止細目規程」別表5 放流先河川の水質検査

改訂前			
別表5 放流先河川の水質検査			
測定場所：別表7の湯沢川上流①及び下流②の地点			
検査項目及び測定回数 (測定回数：回/年)			
検査項目	単位	環境基準	測定回数
1 水素イオン濃度(pH)	—	6.5~8.5※	4
2 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2以下※	
3 化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—	
4 浮遊物質(SS)	mg/l	25以下※	
5 大腸菌群数	MPN/100ml	1,000以下※	
6 全窒素	mg/l	—	
7 全燐	mg/l	—	
8 全亜鉛	mg/l	—	
9 カドミウム	mg/l	0.003以下	
10 全シアン	mg/l	検出されないこと	
11 鉛	mg/l	0.01以下	
12 六価クロム	mg/l	0.05以下	
13 ひ素	mg/l	0.01以下	
14 総水銀	mg/l	0.0005以下	
15 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	
16 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	
17 トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下	
18 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	
19 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	
20 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	
21 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	
22 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	
23 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	
24 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	
25 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	
26 1,1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	
27 チウラム	mg/l	0.006以下	
28 シマジン	mg/l	0.003以下	
29 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	
30 ベンゼン	mg/l	0.01以下	
31 セレン	mg/l	0.01以下	
32 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	
33 ふっ素	mg/l	0.8以下	
34 ほう素	mg/l	1以下	
35 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	
36 ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	—	
37 フェノール類	mg/l	—	
38 銅	mg/l	—	
39 溶解性鉄	mg/l	—	
40 溶解性マンガン	mg/l	—	
41 全クロム	mg/l	—	
42 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	

※ 下流の釜無川の環境基準(A類型)当てはめ

改訂後			
別表5 放流先河川の水質検査			
測定場所：別表7の湯沢川上流①及び下流②の地点			
検査項目及び測定回数 (測定回数：回/年)			
検査項目	単位	環境基準	測定回数
1 水素イオン濃度(pH)	—	6.5~8.5※1	4
2 生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2以下※1	
3 化学的酸素要求量(COD)	mg/l	—	
4 浮遊物質(SS)	mg/l	25以下※1	
5 大腸菌群数	MPN/100ml	1,000以下※1	
6 全窒素	mg/l	—	
7 全燐	mg/l	—	
8 全亜鉛	mg/l	0.03以下※2	
9 ノニルフェノール	mg/l	0.001以下※2	
10 カドミウム	mg/l	0.003以下	
11 全シアン	mg/l	検出されないこと	
12 鉛	mg/l	0.01以下	
13 六価クロム	mg/l	0.05以下	
14 ひ素	mg/l	0.01以下	
15 総水銀	mg/l	0.0005以下	
16 アルキル水銀	mg/l	検出されないこと	
17 ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/l	検出されないこと	
18 トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下	
19 テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	
20 ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	
21 四塩化炭素	mg/l	0.002以下	
22 1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	
23 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	
24 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	
25 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1以下	
26 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006以下	
27 1,1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	
28 チウラム	mg/l	0.006以下	
29 シマジン	mg/l	0.003以下	
30 チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	
31 ベンゼン	mg/l	0.01以下	
32 セレン	mg/l	0.01以下	
33 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	10以下	
34 ふっ素	mg/l	0.8以下	
35 ほう素	mg/l	1以下	
36 1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	
37 ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	—	
38 フェノール類	mg/l	—	
39 銅	mg/l	—	
40 溶解性鉄	mg/l	—	
41 溶解性マンガン	mg/l	—	
42 全クロム	mg/l	—	
43 ダイオキシン類	pg-TEQ/l	1以下	

※1 下流の釜無川の環境基準(A類型)当てはめ

※2 下流の釜無川の環境基準(生物A類型)当てはめ